平成２３年（フ）第４８６８号
大阪市淀川区三国本町３丁目24番７号　見越ハイツ103号
債務者　山本　由紀（旧姓岩越）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０８号
大阪府東大阪市上六万寺町８番29号
債務者　肥田千香代
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９１３号
大阪市阿倍野区昭和町４丁目10番18号
債務者　福尾　憲二
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９２１号
大阪府東大阪市末広町３番５号　末広ハイツ302
債務者　岩満　和子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９２４号
大阪市平野区平野宮町１丁目４番29号　プリムローズタナカ202号
債務者　**藪**　　理一
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９３０号
大阪府枚方市養父丘２丁目２番18―206号
債務者　髙畑　　務
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３号
福岡県行橋市西宮市４丁目12番４号
債務者　藤本眞由美（旧姓曽根）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
長崎県長崎市横尾３丁目24番８号
債務者　林田　哲忠
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
長崎県長崎市毛井首町237番地　県営住宅毛井首団地Ｏ棟404号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷637番地
債務者　林田　秀子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
長崎県長崎市入船町５番６号　フローラみずき203
債務者　田代　和子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
長崎県長崎市上小島３丁目３番21号
債務者　中江　節子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
長崎県長崎市毛井首町237番地　県営住宅毛井首団地M棟306号
債務者　押谷　末弘
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
熊本市清水新地５丁目９番３―108号
債務者　田中　幸広
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３２１号
熊本市春日７丁目15番38号
債務者　黒瀬　清藏
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３２２号
熊本市春日７丁目15番38号
債務者　黒瀬きみ子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７６号
熊本市御幸西２丁目３番27号
債務者　島田　幸一
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３９６号
熊本県宇城市小川町東小川1647番地
債務者　松田　輝明
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部